（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

第五条　運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身体の障害の程度） **第一条**　道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の121の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であって、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。	（身体の障害の程度） **第一条**　道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の120の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であって、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式については、この規則による改正後の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第六号（第十七条関係）

処分移送通知書

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会　㊞

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第１項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称		
住所		
法人にあっては代表者の氏名		
主たる営業所	名称	
	所在地	
認定証の番号	第　号　年　月　日　公安委員会交付	
処分に係る事案の概要		
備考		

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第六号（第十五条関係）

処分移送通知書

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会　㊞

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第１項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

氏名又は名称		
住所		
法人にあっては代表者の氏名		
主たる営業所	名称	
	所在地	
認定証の番号	第　号　年　月　日　公安委員会交付	
処分に係る事案の概要		
備考		

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。